

京都市告示第731号

京都芸術センターの指定管理者である公益財団法人京都市芸術文化協会から、京都芸術センター条例第4条ただし書の規定に基づき、京都芸術センターの臨時休所について次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和8年3月25日

京都市長 松井孝治

臨時休所する日

令和8年 4月22日(水)  
5月26日(火)、27日(水)  
6月24日(水)  
9月8日(火)、10日(木)  
10月28日(水)  
11月25日(水)  
12月26日(土)、27日(日)  
令和9年 3月23日(火)、24日(水)

(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)